

第22回八王子市景観審議会
－会議録要旨－

令和元年（2019年）12月 4日

クリエイトホール10階 第2学習室

八王子市景観審議会事務局

会 議 名	第22回八王子市景観審議会												
開催日時	令和元年12月4日（水曜日）午後7時05分～午後8時10分												
開催場所	クリエイトホール10階 第2学習室												
出席委員	<table> <tr> <td>倉田 直道 委員</td><td>清水 弘道 委員</td></tr> <tr> <td>亀山 章 委員</td><td>佐藤 武文 委員</td></tr> <tr> <td>川原 晋 委員</td><td>町田 典子 委員</td></tr> <tr> <td>田口 敦子 委員</td><td>海老澤 信一 委員</td></tr> <tr> <td>吉田 慎吾 委員</td><td>関谷 真一 委員</td></tr> <tr> <td>北見 みゆき 委員</td><td>石井 修一 委員</td></tr> </table>	倉田 直道 委員	清水 弘道 委員	亀山 章 委員	佐藤 武文 委員	川原 晋 委員	町田 典子 委員	田口 敦子 委員	海老澤 信一 委員	吉田 慎吾 委員	関谷 真一 委員	北見 みゆき 委員	石井 修一 委員
倉田 直道 委員	清水 弘道 委員												
亀山 章 委員	佐藤 武文 委員												
川原 晋 委員	町田 典子 委員												
田口 敦子 委員	海老澤 信一 委員												
吉田 慎吾 委員	関谷 真一 委員												
北見 みゆき 委員	石井 修一 委員												
欠席委員	無												
事 務 局	<table> <tr> <td>まちなみ景観課長 平田</td><td>まちなみ景観課主任 金子</td></tr> <tr> <td>まちなみ景観課主査 立川</td><td>まちなみ景観課主事 加藤</td></tr> <tr> <td>まちなみ景観課主査 上原</td><td></td></tr> </table>	まちなみ景観課長 平田	まちなみ景観課主任 金子	まちなみ景観課主査 立川	まちなみ景観課主事 加藤	まちなみ景観課主査 上原							
まちなみ景観課長 平田	まちなみ景観課主任 金子												
まちなみ景観課主査 立川	まちなみ景観課主事 加藤												
まちなみ景観課主査 上原													
議 題	1 開会 2 議事 （1）八王子市屋外広告物条例の一部見直しについて 3 閉会												
公開・非公開の別	公開（一部非公開）												
傍聴人	無												
配付資料	資料1 投影広告物の取扱い方針（案）ほか												

<凡例> 会)：会長発言 委)：委員発言 事)：事務局発言

【開会】〔午後 7 時 5 分開会〕

○審議会の公開に関することについて、事務局からの説明事項が、八王子市付属機関及び懇談会等に関する指針第 5 章第 12-1- (2) に該当するため、事務局からの説明が終わるまで非公開とする。その後の審議においては、公開とする。

【議事 (1) 八王子市屋外広告物条例の一部見直しについて】

○事務局より、資料を用いて説明

委) 時間・面積を切り分けると、広告自体は 5 分間以内であれば壁面全面表示でも良いということか？

事) その通りである。

会) 営利広告の条件における「総時間の 3 分の 1」と「連続投影上限 5 分」について、これは「かつ」であるのか「または」なのか。

事) 「かつ」である。総投影時間は、全体の 3 分の 1、かつ連続で投影できるのは 5 分まで。

会) 面積要件として、全体面積の 20 分の 1 であれば時間については問わないのか。

事) その通りである。

会) 一方で、面積上限は 100 m²まで、壁面の 30 パーセント以内という規定がある。

事) 公益目的ではなく、営利目的であれば通常の広告板と同じ規定である。

委) 道路上に雪のマークのプロジェクションマッピングを見かけることがある。広告物として取り扱わないという話もあるが、市としての対応はどうか。

また、仮に人に何らかの害を及ぼした時の対応は。

事) 道路上に投影する場合は、まず道路管理者の許可が必要になり、次に広告物の在り方として考える。雪の結晶などが広告か否かの議論はあるが、なにかしらの投影となると広告物としての取扱いなると考える。映しだされる側の管理者の承諾、公益性があるかなどを確認する。

委) 基本的に、派手にやっていると中止するよう行政から指示が出る。井の頭通りの代々木上原では、青い LED ライトの光が明るすぎるためすぐに指導が入った。危険なものはおそらく指導が入るだろう。

委) 道路はそもそも表示が禁止されている。道路でも投影可能となるのは公益性がある場合だけであり、通常は道路上でのプロジェクションマッピングはほとんど考えられない。

会) プロジェクションマッピングの定義はどうか。映画、パブリックビューイングなどにスポンサーがつく場合も投影広告物となるか。

事) 今の整理ではそうなる。デジタルサイネージで動画を流す広告物と普通の映画との区別は条例上難しい。東京都でも、映画の上映を広告物とした事例もある。屋外での映画上映があれば広告物と言わざるを得ない。

会) 最近はまちづくりイベントなどで映画を上映しているところが増えてきて、壁面や、

場合によってはスクリーンを用いることもある。公益性があれば問題ないだろうが、入場料やスポンサーが関与するとどうなのか。パブリックビューイングでは3分の1でも大きな面になる。投影広告物として投影することができないのか。

事) 収入を得ていたとしても、それをまちの活性化などに活用する等、使い方が公益と判断できれば、公益の枠組みで取り扱うことになると思われる。

委) 投影広告物が世間に広まらなかったのは、現在の屋外広告物条例で規制していたためなのか。

事) 国の「規制改革推進会議」で、「屋外広告物法がプロジェクションマッピングの活用を妨げている」との見解が公式に発表された。それを受けて、国土交通省が基準緩和の方針を打ち出すこととなった。条例を改正しないと公益イベントであっても面積の制限がかかるため、その制限を避けるための「公益」という枠組みを作るのである。

委) ライトアップについてはどうか。

事) 景観計画の中で特定照明として扱っている。ある一定期間照らすには届出が必要である。単純なライトアップは広告物にならない。

会) 八王子では、山など自然に対してのプロジェクションマッピングのケースも考えられる。問題がなければいいが、課題は検討されているのか。

事) そこまでは想定していない。高尾山は禁止区域となっているが、個人所有の山について投影は禁止されていない。街路樹は禁止物件であるが、自然の樹木に規制はないうえ、さらに建築物ではないので面積の上限もない。周辺との調整ができるかどうか心配になるが、行政の立場としては禁止の理由はないと考える。

委) 決定した後の周知はどのように行うのか。事例に応じた Q&A のようなものはつくるのか。その時の判断を蓄積して、このような場で共有するべきと考える。

会) さまざまな可能性があるため、すべてを想定しきれない。ホログラムのように立体になる可能性すらある。今後、事例を集めることはやっていただきたい。

会) 八王子市屋外広告物条例を一部改正することについて、景観審議会として同意するとしてよろしいか。

一同異議なし

以上

〔午後 8 時 10 分閉会〕